



サービス等利用計画の拡充と利用

～北九州市に居住する障害のある人が安心して生活できるために～

白木蓮の花が咲きこぼれる3月20日に、第189回障害者地域生活支援研究会が開催されました。今回のテーマは「サービス等利用計画の拡充と利用～北九州市に居住する障害のある人が安心して生活できるために～」です。

最初は北九州市保健福祉局障害福祉課 主任 田口 英彦さんです。田口さんには行政の立場から、現在の北九州の計画の作成状況やサービス利用までの流れ等、制度に関するお話をさせていただきました。

この「サービス等利用計画」「障害児支援利用計画」が今後活用されることによって、

- ① 利用者（本人、家族）は相談支援事業者から、適切なサービスの組み合わせの提案を受けることができます。
- ② 1つの計画を基に関係者が情報を共有し、一体的な支援を受けることができます。
- ③ 本人のニーズに基づく計画を作成することで、本人中心の支援を受けることができます。

とのことですが、本制度に関するPRがまだまだ行き届いていないとのこと。フロアからも本人・家族に向けての説明にご苦労されているとのことのお話もありました。市では“本人・家族向けパンフレット”と“事業者向けパンフレット”の作成を検討中とのことでした。

続いて指定特定相談支援事業所 大空 管理者 篠原 直隆さんからは、実際にサービス等利用計画作成に携わる相談支援専門員の立場からお話していただきました。

まず、法律が変わりすぎるので、事業所側も計画を作成する流れがわかりにくいとのことでしたが、『利用者が困るような状況になるのが一番いけない。今後もサービス提供事業所と相談支援事業所が、提携ではなく連携していきましょう』とのことでした。



相談支援専門員の資格を得るには一定の実務経験と相談支援従事者初任者研修を受講する必要がありますよ。研修は年1回しかないから、研修のお知らせをお見逃しなく！！
★相談支援専門員には、初任者研修修了年度の翌年度から5年に1回以上の現任研修の受講が義務付けられているよ。受講しないと資格失効！！自分の修了証書の日付を要チェック！！★



けんたくん

引き続きフロアから 北九州市障害者自立支援協議会で取り組まれている“指定相談支援事業所等連絡会議”事務局の北九州市障害者基幹相談支援センター 副センター長 高崎 陽子さんから、会議の情報提供をしていただきました。この会議では、相談支援業務を行っている事業者のバックアップ体制を取っているとのこと。その中で、“顔の見えるネットワーク構築”をはじめ、“計画相談支援の事例に関する意見交換”を行ったり、行政も事務局として参加しているので、“制度に関しての周知や、制度に関する質問を直接行政にできる”こと等の特徴があるそうです。また相談支援業務に携わる職員の方々の質の向上を図るために、外部の講師を招いて研修を行っており、今年度は2回開催されたとのことでした。

最後に障害福祉課 発達障害担当課長 坂元 光男さんからは、『北九州市の現在の計画作成率6%を一年間で100%に近づけるために、行政としてはまず事業者を増やす努力をしているので、厳しい状況ではあるが、ご理解とご協力を是非お願いしたい』とのことでした。



“サービス等利用計画”については利用を拡充することが大切なのはもちろんですが、“顔が見える連携”“繋がる支援”“質の高い支援”も大切です。障害者地域生活支援研究会では今後もみなさんと一緒に、障害のある人が安心して生活できるために“サービス等利用計画”について考えていきたいと思っています。

本日の参加者は83名。内31名の新規の方にご参加頂きました。ありがとうございました。



しえんちゃん

※こちらの議事録は北九州市障害者自立支援協議会のホームページでもご覧いただけます。
<http://kitakyushu-net.shien-c.com/>